

議員提出議案第1号

生駒市政治倫理条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成19年3月9日

提出者 小 笹 浩 樹

賛成者 井 上 清

〃 福 中 眞 美

〃 有 村 京 子

生駒市政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託に基づくものであることにかんがみ、その担い手たる市長、副市長及び教育委員会教育長(以下「市長等」という。)並びに市議会議員(以下「議員」という。)、農業委員会委員、公社役員(以下「その他特別職」という。)が、市民全体の奉仕者としてその人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、市長等、議員及びその他特別職が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するために必要な措置を定め、あわせて市民も市政の主権者としての認識と自覚のもとに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等、議員及びその他特別職の責務)

第2条 市長等、議員及びその他特別職は、市政に携わる責務を深く自覚し、第4条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、主権者としての責務を自覚し、市長等、議員及びその他特別職に対し、公正な職務の遂行を損なわせるおそれのある行為を求めてはならない。

(政治倫理基準)

第4条 市長等、議員及びその他の特別職は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1)市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2)市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品をも授受しないこと。
- (3)市(市が設立した公社、市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの

を出資し又は拠出している公益法人、株式会社、有限会社を含む。)が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取計らいをしないこと。

(4)職員（臨時職員及び嘱託職員を含む。以下「職員等」という。）の公正な職務執行を妨げ、その権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(5)職員等の採用に関して推薦若しくは紹介をしないこと。

(6)議員は、職員の昇格、異動に関して推薦若しくは紹介をしないこと。

(7)議員は、市が助成している団体等の役員に就任しないこと。

(8)政治活動に関して企業、団体等から寄付等を受けないものとし、その後援団体についても政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。

2 市長等、議員及びその他の特別職は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(資産等報告書の提出等)

第5条 市長等、議員及びその他の特別職（農業委員会委員及び職員等を除く。）

は、毎年1月1日現在の資産、地位、肩書、前年1年間の収入、贈与及び税等の納付状況について毎年5月15日から同月31日までに、次条に定める資産等報告書を市長等及びその他の特別職にあつては市長に、議員にあつては市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の資産等報告書の提出には、提出義務者の配偶者及び扶養又は同居の親族に係る資産等報告書も併せて提出しなければならない。

3 資産等報告書には、規則の定めるところにより、必要な証明書類を添付しなければならない。

- 4 議長は、前各項の規定により提出された議員の資産等報告書を提出期限から10日以内に市長に送付するものとする。
- 5 市長は、前各項の規定により提出された資産等報告書の写しを当該報告書を受けた日から15日以内に、政治倫理審査会に提出し、その審査を求めなければならない。
- 6 市長は、資産等報告書が議長から送付されたときは、市長等の資産等報告書と併せて、当該提出期限の日から15日以内にこれを市民の閲覧に供しなければならない。但し、第3項の証明書類は、閲覧の対象としない。
- 7 市民は、閲覧により知り得た情報を不正に活用してはならない。

(資産等報告書)

第6条 資産等報告書には、次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 資産

- ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び価額
- イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価額
- ウ 不動産に関する権利（借地権等）権利の種類契約期日及び契約価額
- エ 動産 価額が50万円以上の動産の種類、数量、価額及び取得の時期（ただし、生活に通常必要な家具、什器及び衣類を除く。）
- オ 預貯金 預入金融機関名、預貯金の種類及び金額、定期預金の預金日及び満期日
- カ 信託 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類、数量、信託の時期及び価額
- キ 有価証券 公債、社債、株式、出資その他の有価証券の明細、取得期日、取得価額、額面金額及び時価額
- ク ゴルフ会員権 クラブ等の名称、口数及び時価額
- ケ 貸付金及び借入金1件につき50万円以上の貸付金及び借入の明細契約期日

及び金額

コ 保証債務 金銭保証、身元保証等の保証債務の内容及び金額（ただし、金銭保証については、同一人に対し総額 50 万円未満のものを除く。）

サ 貯蓄性保険 貯蓄性の生命保険、損害保険等の種類、保険会社名、契約期日及び保険金額

(2) 収入、贈与及びもてなし

ア 給与、報酬、事業収入、配当金、利子、賃貸料、謝礼金、講演料、原稿料、年金その他これらに類する収入の出所及び金額。ただし、1 出所当たり 3 万円以上のもの

イ 1 出所当たり 3 万円以上の贈与及びもてなし（交通、宿泊、飲食、娯楽等）の出所、内容及び金額又は価額

(3) 税等の納付状況

ア 所得税及び事業税の前年分、市県民税、固定資産税、国民健康保険税（料）、自動車税及び軽自動車税、国民年金保険料の前年度分の納付状況

イ 普通地方公共団体に関する使用料等の前年度分の納付状況

（兼業・兼職報告書の提出）

第 7 条 市長等、議員及びその他特別職は、毎年 4 月 1 日において継続的に一定の収益事業を行っている法人その他の団体の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該団体の名称及び住所並びに当該職名を記載した兼業・兼職報告書を毎年 5 月 1 日から同月 31 日までの間に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出した兼業・兼職報告書の内容に変更がある場合は、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に当該変更すべき理由が生じた日から 3 箇月以内に、兼業・兼職変更報告書を提出しなければならない。

3 兼業・兼職報告書（兼業・兼職変更報告書を含む。）の市民の閲覧等については、

第 5 条第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定を準用する。

(政治倫理審査会の設置)

第 8 条 資産等報告書の審査その他政治倫理確立のため必要な事項の審査その他の処理を行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 138 条の 4(委員会、委員、附属機関)第 3 項の規定に基づき、生駒市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 9 条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 資産等報告書を審査し、その結果を市長に報告すること。
- (2) 第 20 条第 1 項の規定に基づき調査の請求があった事案について調査し、報告し、又は勧告すること。
- (3) 第 24 条第 6 項に規定する説明会の開催の適否について、市長の諮問に応じ、意見書を提出すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、政治倫理の確立を図るため必要とされる事項について、調査し、勧告し、又は建議すること。

2 審査会は、前項第 1 号に規定する審査報告書及び同項第 3 号に規定する意見書を、当該求められた日から 90 日以内に、市長に提出しなければならない。

(組織)

第 10 条 審査会の委員は 5 人以内とし、地方自治の本旨に理解があり、かつ、政治倫理及び資産等報告書の審査に関し専門的知識を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

2 市長は、審査会の委員の選任に際しては、公平性、公正性の確保に十分留意しなければならない。

3 委員は、地方公共団体の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

4 市長は、委員から辞職の申出があったとき又は委員が心身等の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき若しくは職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、議会の同意を得て委嘱を解くことができる。

(委員の任期)

第 11 条 審査会の委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了した場合には、後任の委員が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第 12 条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 13 条 審査会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第 14 条 審査会の会議は、公開する。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(意見の聴取等)

第 15 条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第 16 条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を政治的目的のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 17 条 審査会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(審査会に関する規定の委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(意見書の閲覧)

第 19 条 市長は、第 9 条第 1 項第 3 号の規定により提出された意見書を提出された日から 15 日以内に市民の閲覧に供するとともに、その要旨を広報等に速やかに掲載しなければならない。

2 議員に係る意見書については、市長は、その写しを議長に送付しなければならない。

3 意見書の閲覧期間は、閲覧開始の日から 5 年間とする。

4 市民は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うよう適正に活用しなければならない。

(市民の調査請求権)

第 20 条 市民は、閲覧に供された資産等報告書に疑義があるとき又は市長等若しくは議員がこの条例に定める政治倫理基準等に反する行為をした疑いがあるときは、当該証拠とすべき書面を添えて、市長等に係るものにあつては市長に、議員に係るものにあつては議長に調査を請求することができる。

2 前項の規定により調査の請求がなされたときは、議長は、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを市長に送付するものとする。この場合において、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付資料を審査会に速やかに提出し、

調査を求めなければならない。

3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、当該事案に係る審査について、その適否を含め検討し、当該請求を受けた日から 60 日以内に、その調査結果を市長に文書で報告しなければならない。この場合において、市長は、議員に係る報告については、その写しを議長に送付しなければならない。

4 市長及び議長は、前項の規定により報告があった日から 7 日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。この場合において、審査をしないと判断された事案について当該事案に係る市長等、議員及びその他特別職の求めにより、その旨を市民に公表することができる。

(虚偽報告等の広報等)

第 21 条 市長は、審査会の報告に資産等報告書の提出の遅滞、虚偽の報告又は調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨を速やかに公表しなければならない。

2 前条第 3 項の規定に基づく審査会の報告についても、前項の規定を準用する。
(市長等、議員及びその他特別職の協力義務)

第 22 条 当該市長等又は議員は、第 20 条第 1 項に規定する調査の請求があったときは、審査会に自ら出席し、審査に必要な資料の提供及び必要な説明を行うものとする。

(逮捕後の説明会)

第 23 条 市長等及び議員が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 197 条から第 197 条の 4 までの各条及び 198 条に定める罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)の容疑による逮捕後、引き続きその職にとどまろうとするときは、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合、当該市長等又は議員は、説明会に出席し釈明するものと

する。

(起訴後の説明会)

第 24 条 市長等、議員又はその他の特別職が職務関連犯罪の容疑による起訴後、引続きその職にとどまろうとするときは、市長等及びその他の特別職にあつては市長に、議員にあつては議長に、市民に対する説明会の開催を求めなければならない。この場合、当該市長等、その他の特別職又は議員は、説明会に出席し釈明しなければならない。

2 市民は、前条又は前項の規定による説明会が開催されないときは、地方自治法第 18 条に定める選挙権を有する者 50 人以上の連署をもって、説明会の開催を請求することができる。

3 前項の開催請求は、逮捕後の説明会にあつては起訴又は不起訴の処分がなされるまでの間に、起訴後の説明会にあつては起訴された日から 50 日以内に、市長等、その他の特別職にかかるものについては市長に、議員に係るものについては議長を通じて行うものとする。

4 議長は、前項の議員に係る説明会の開催請求があつたときは、開催請求書を速やかに市長に送付しなければならない。

5 市民は、説明会において当該市長等、議員又はその他の特別職に質問することができる。

6 市長は、説明会の開催に関して審査会にあらかじめ諮問し、意見書の提出を求めなければならない。

7 議員に係る意見書については、市長は、その写しを議長に送付しなければならない。

(第 1 審有罪判決後の説明会)

第 25 条 前条の規定は、市長等、議員又はその他の特別職が前条の罪による第 1 審有罪判決の宣告を受け、なお引続きその職にとどまろうとする場合に準用す

る。ただし、開催請求の期間は、判決の日から 30 日を経過した日以後 20 日以内とする。

(有罪確定後の措置)

第 26 条 市長等、議員又はその他の特別職が前条の有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項の規定により失職する場合を除き、市長等、その他の特別職又は議員は、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続をとるものとする。

2 市長等、その他の特別職又は議員が前項の刑の確定以後は、市長又は市議会議員等の選挙及び公職の候補者となることを辞退するものとする。

(市工事等に関する遵守事項)

第 27 条 市長等、議員及びその他の特別職の配偶者、二親等以内の親族、並びに市長等、議員及びその他の特別職が役員をしている企業、市長等、議員及びその他の特別職が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条、第 168 条及び第 180 条 5 の規定の趣旨を専重し、市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、その届を提出しなければならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市長等、議員及びその他の特別職が資本金その他これらに準ずるもの 3 分の 1 以上を出資している企業

(2) 市長等、議員及びその他の特別職が年額 300 万円以上の報酬（顧問料その他の名目をとわない。）を受領している企業

(3) 市長等、議員及びその他の特別職がその経営方針に関与している企業

3 第 1 項の辞退届は、市長等、議員及びその他の特別職の任期開始の日から 30 日以内に、市長等及び特別職にあつては市長に、議員にあつては議長に提出

するものとする。

- 4 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを市長に送付しなければならない。
- 5 市長は、前2項の規定による辞退届の提出状況を広報等で速やかに公表しなければならない。

(指定管理者の指定の禁止)

第28条 前条第1項に規定する企業又は市長等及び議員並びにその配偶者若しくは二親等以内の親族が役員をしている団体は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者となることができない。ただし、市長等にあつては、市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他の団体を除く。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(政治倫理確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例の廃止)

- 2 この条例の施行をもって政治倫理確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例(平成7年条例第21号)を、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日において、現に市長等である者は、最初に提出する資産報告書については、施行の日から3ヶ月を経過する日までに、市長に提出しなければならない。
- 4 この条例の施行の日において、現に議員である者は、施行の日から平成19年

4月の任期満了までの間に限り、生駒市政治倫理条例第4条及び第27条の規定は適用しない。

5 この条例の施行の日において、現に農業委員会委員である者は、施行の日から平成20年7月19日までの間に限り、生駒市政治倫理条例第4条及び第27条の規定は適用しない。

6 この条例の施行の日において、現に公社役員である者は、施行の日から平成19年4月30日までの間に限り、生駒市政治倫理条例第4条及び第27条の規定は適用しない。